

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：13901  
研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）  
研究期間：2017～2022  
課題番号：16KK0080  
研究課題名（和文）エコラベルの普及メカニズムの国際比較研究 持続可能な水産物を事例として（国際共同研究強化）  
研究課題名（英文）A Comparative Case Study on the Proliferation of Private Sustainability Ecolabels across Regions(Fostering Joint International Research)  
研究代表者  
内記 香子(Naiki, Yoshiko)  
名古屋大学・環境学研究科・教授  
研究者番号：90313064  
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,400,000円  
渡航期間： 10ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究では、欧州由来のプライベートな認証・エコラベル制度がどのような要因でアジアに普及するかという問いを、持続可能な水産物を例に検討した。先行研究では既に複数の要因が挙げられ、たとえば制度自身の特性（ガバナンス、意思決定手続、厳格性など）のほか、輸入国の小売企業の要求度や生産国の制度的サポートなどが指摘されていた。本研究では、EUの規制パワーと、サステナブルファイナンス・ESG投資に着目した。とくに前者はEU規制の「ブラッセル効果」とよばれてきたが、本研究では、EUの規制力がもつ「専門性」「監督能力」「課題設定能力」の3点に着目して、アジアの漁業国の国内制度改革を後押ししたプロセスを分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義  
近年、SDGsの実施や持続可能なサプライチェーンが着目されるなかで、本研究は持続可能な水産物の分野における認証・エコラベル制度がアジアでどのような要因で普及しているか、という問いを扱った。EUの規制パワーが、アジアの漁業国の国内制度改革を後押しをする形で、持続可能な水産物に対する理解がアジアに広がるプロセスを分析した点において学術的意義がある。また本研究では、アジアにおけるサステナブルファイナンス・ESG投資の拡大にも着目したが、こうした動きは今後、日本の漁業・水産物セクターにも影響を与える可能性があり、この点において社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study addressed a research question of how private certification and ecolabelling systems, originated from Europe, will diffuse and can be adopted by Asian countries, with a focus on sustainable seafood. Existing literature already raised several factors for the uptake of certifications/ecolabels, such as, inputs of the systems (governance, decision-making procedures, standard stringency), demands from retailers in importing countries, and institutional conditions in suppliers' countries. This research focused on two additional factors, that is, the EU's regulatory power in IUU fishing, and sustainable finance/ESG investment in the seafood sector. By focusing on the first factor, this research attempted to contribute to the "Brussels Effect" literature. The study found that the EU's regulatory influence to bring national legal changes in Asian fishing countries was based on the EU's soft power of "expertise," "monitoring," and "agenda-setting."

研究分野：グローバル・ガバナンス

キーワード：持続可能性 EU IUU漁業 パーム油 ESG投資 エコラベル 認証制度 私的権威

### 1. 研究開始当初の背景

持続可能な(持続可能な)生産や調達活動が注目される中で、プライベートなサステナブル・スタンダード・システムが策定され拡大している。こうしたシステムは、非政府組織(NGO)・業界団体・企業などの私的アクターが作った制度であり、私的アクターのパワーは、(国際組織や国家と対比して)「私的権威(private authority)」と呼ばれ、「プライベート・ガバナンス」研究として、とくに国際関係論の分野で発展してきた。プライベートなシステムにもいくつかの種類があり、たとえば、「報告・情報開示」のシステムや、「宣言・原則」を策定する枠組み的なシステムもある。なかでも近年は、原料の生産・調達から消費者が製品を購入するまでの一連の工程、すなわち「サプライチェーン(supply chain)」をいかに持続可能な視点で規律できるか、という課題に関連してプライベートなシステムが活用されており、「認証(certification)・エコラベル」はサプライチェーン規制において欠かすことができない制度として注目されている。

その一方で、多様な認証制度やエコラベルが増加し、乱立・競争的な状況が生じていることが問題として指摘されている。農業、漁業、アパレル等の様々なセクターにおいて、多様な制度が存在している。先行研究では、どのような動機で複数のシステムが同じセクターに競争的に作られるのか、検討されてきた(see e.g., G. Auld, 2016)。とりわけ、グローバルなシステムに対して、ローカルなシステムが対抗して作られるような現象について分析がなされてきた。また、こうした乱立・競合状態によって、プライベートなシステムの普及の実態や効果の検証が難しくなっているのも問題として指摘されている。こうした認証制度やエコラベルが欧米主導のもので、アジアの生産者にとっては新しい制度であることを考慮すれば、欧米由来のどのような認証制度・エコラベルが、アジアにおいてどのような要因で普及しているのか、という課題について検証することが必要である。

認証制度やエコラベルの普及要因については、先行研究でも一定の知見が得られている。もっともよく指摘される要因としては、システムを誰がどのように作ったかという、制度の「インプット」に着目する視点である。すなわち、企業や業界団体主導で作られたものか、あるいは NGO が主導で生産者を含めた多様なアクターを含めたマルチステークホルダー型かどうか、といったガバナンスに着目した議論である。しかし、マルチステークホルダー型だからと言って普及に成功するとは限らないというのが先行研究の見方であり、そのほかに様々な要因が関連することが指摘されている。たとえば、作られたシステムの基準や監査方法の厳格性が次によく指摘される要因である。しかしシステム内の要因だけに限られず、システム外の要因として指摘されるのは、欧米の小売業者からの要求度、欧米の消費者の関心、生産者がシステムから得られた体験や教訓、生産者の所在国の制度的サポートなどである(see e.g., E. Bennett, 2022)。

### 2. 研究の目的

上記を背景として、本研究では、欧州(EU 域内)由来のプライベートな認証・エコラベル制度がどのような要因でアジアにおいて普及しているのか、をリサーチクエストンとして研究を行うことを目的とした。着目する主たるセクターは「水産物」とした。

その理由としては3つある。まず、よく知られている水産物エコラベルとして、MSC(Marine Stewardship Council; 海洋管理協議会)、ASC(Aquaculture Stewardship Council; 水産養殖管理協議会)、GLOBALG.A.P.、Friends of the Sea があるが、どれも本拠地を欧州におく NGO が構築した認証・エコラベル制度である(なお GLOBALG.A.P は農産物認証においてはラベル制度を有していないことで知られるが水産物に関してのみエコラベルを展開している)。これらのラベルがアジアにおいてどのように普及をしているのか、先行研究は少なく、本研究の意義は大きい。アジアにおいて、これらのラベルは乱立・競争状態にあるのか、またアジアの漁業者がラベルを選択する要因は何か等について調査を行うこととした。

第2に、水産物の持続可能性は現在、EU で批判的な論争となっているセクターであり、またアジアが主たる生産地で EU への輸出量が大きいため、持続可能性をめぐる欧米とアジアのインターアクションがあることが想定され、システムの普及要因について新たな知見が得られると考えられた。

最後に第3点として、水産物の持続可能性は、農業分野の持続可能性に比べて難しさが伴う点から、持続可能性の追求が遅れていると指摘されている。その困難性は、アジアの漁業の零細的な現状や洋上における持続可能性の監査の難しさなどが原因である。そこで本研究を通して、持続可能な水産物のプライベートなシステムがアジアに普及している実態を明らかにすることで、プライベートなシステムの研究を越えて、アジアにおける漁業の持続可能性を考えたいという社会的な目的もあった。

### 3. 研究の方法

研究の方法は、(1) 先行研究に基づいた理論的な分析;(2) 現地調査;(3) 現地調査に基づいた要因分析の3段階に依ることとした。

(1) まず、プライベートなスタンダード・システムに関する近年の先行研究から、システムの乱立・競争状態について、また、システムのアジアにおける波及に関して情報収集し、新たな分析視点がないかを検討した。

(2) 次に、アジアの現地調査対象国として、ベトナムとタイを取り上げることにした。ベトナム

ムは、近年、漁業国として発展してきており、EU への水産物の輸出としてはノルウェー、中国、エクアドル、モロッコの次の輸出国である(2017年時点)。タイは既にアジアの漁業大国であり、EU はタイにとって4番目の水産物の重要な輸出先である(2020年時点)。ベトナム・タイとEUの水産物貿易に関して特徴的なのは、EUが両国をIUU(illegal, Unreported, and Unregulated; 違法・無報告・無規制)漁業国としてEU規則に基づいて警告をおこなっており、ベトナム・タイの水産物のEUへの輸出に影響が出ている点である。

(3)ベトナム・タイでの現地調査を通じて、漁業者が特定のエコラベルを選択する要因を洗い出すこととした。上述のとおり先行研究によれば、可能性のある要因が複数あることから(システムの策定プロセスや厳格性、小売業や消費者からの要求、漁業者の経験、漁業者の国家のサポートなど)そのなかから有力な要因を挙げ、また、追加的な要因を挙げることができないかを検討することとした。

さらに、水産物にだけ着目すると上記の要因の状況が詳細に説明できない場合もあるので、研究上の比較可能な視点として、持続可能なパーム油の認証のアジアでの拡大状況についても適宜、参考にすることとした。パーム油は、マレーシアとインドネシアが世界の主要な生産国であり、アジアからの輸出品としてEUでは様々な議論をよんできた。その意味において、水産物と同じような関心状況にあって比較可能であることから、参考にすることができると考えた。

#### 4. 研究成果

研究成果は、以下の3点にまとめられる。

(1)プライベートなシステムの乱立・競争状態と「メタガバナンス」:

プライベートなシステムの先行研究の検討から次の2つの理論上の論点明らかになった。

まず、プライベートなシステムの乱立・競争状態について、本研究では「認証制度・エコラベル」に着目することにしたが、プライベートなシステムそれ自体も種類が増え複雑化していることが分かった。本研究が扱う認証制度・エコラベルのほかにも、「情報開示・報告制度」と、「宣言・原則」といった種類があり、さらに近年は「指標・ランキング」もプライベートなシステムの種類の一つであることが注目されている(see e.g., V. Malito et al., 2018)。水産物に関する指標・ランキング制度としては、例えばグリーンピースのツナ缶業者ランキング(Tuna Retailer Scorecard)や世界の大手水産企業の30社の持続可能性ランキング(Seafood Stewardship Index)などがある。興味深い点としては、こうしたランキングが企業や小売業による認証制度・エコラベルの活用の動機に影響している可能性があるということである。これは、欧州の輸入企業・小売業から漁業者に対する「認証制度・エコラベル」の要求につながっていく。したがって、プライベートなシステムの研究においては「認証制度・エコラベル」といった1種類のシステムだけに着目するのではなく、プライベートなシステム自体の「エコシステム」についても研究することの必要性、さらには、こうした複雑なプライベートなシステムと、パブリックなシステムとのインターアクションを分析することの重要性も明らかになった(関連する業績として、A. Kato & Y. Naiki, 2021; 内記, 2021)。

次に明らかになった理論上の論点としては、システムの乱立・競争状態に対する「メタガバナンス」の重要性である。プライベートなシステムの乱立・競争状態については、前述のとおり、どのような動機でそうした状況が生じているのか、その過程を検証する先行研究が多かったが、「乱立状況をメタガバナンスできるのは誰か?」という政策的な問いに答えられる研究が必要である。国際機関がその役割を担うことが想定されるが、どのような機関にそれが可能であろうか。そこで本研究では、WTO(世界貿易機関)、EU、International Trade Centre(ITC)〔UNCTADとWTOによる共同機関〕、国連食糧農業機関(FAO)がそれぞれにどのようなメタガバナンスをしているかを調査した。WTOは、プライベートなシステムがWTOでどのように扱われるかという視点で議論がされており、明確なメタガバナンス機能は認められなかった。EUにおいては、EUのルールにおいて、特定のプライベートなシステムの活用が認められるような場合があり、プライベートなシステムを特定する基準をつかってメタガバナンスをしている。ITCは、Standard Mapデータベースを策定、250以上のプライベートなシステムについて、多様な視点で比較しながら情報提供する形でメタガバナンスをしている。FAOは、Sustainability Assessment of Food and Agriculture(SAFA)システムを構築し、SAFAのソフトなスタンダードにそってプライベートなシステムを構築することを推奨している。こうしたメタガバナンスの機能はそれぞれにメリット、デメリットがあるが、メタガバナンスを活用することによって、プライベートなシステムはそれぞれに自己の活動を正統化することができるようになる(関連する業績として、Y. Naiki, 2020)。

(2)欧州の水産エコラベルがアジアへ普及する背景としてのEUのソフトパワー:

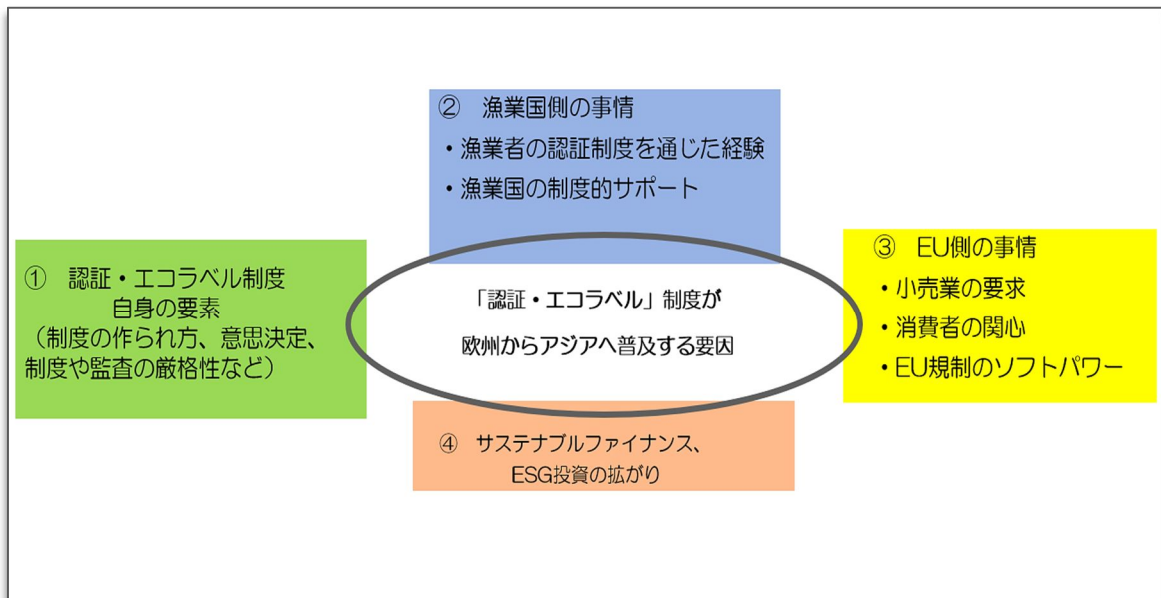
ベトナムにおける現地調査から分かったことは、漁業者は欧州由来の多様なエコラベルのインプットや厳格性などの制度特性を理解し制度を区別するような状況にはなく、制度を選択する要因として大きいのは、輸出先である欧州の小売業から特定の認証制度・エコラベルの取得を要求されることであることが分かった。さらに、小売業にそうした要求をさせる動機は、EUの消費者の関心だけではなく、EUの法制度、すなわちEUのIUU漁業規制の影響があることも分かった。さらに、EUのIUU漁業規制の影響は、ベトナムやタイの輸出業者にもエコラベルを使ってIUU水産物でないことを欧州の小売・消費者へアピールする、という動機付けになっ

ていることも明らかとなった。

そこで本研究では、EU の IUU 漁業規制がタイに与えている影響を事例分析として扱った。ここにおいてベトナムではなくタイに注目した理由は、EU の IUU 漁業規制による警告（いわゆるイエローカード）を受けたタイ政府が、IUU 漁業の撲滅をめざして国内制度改革を行った結果、イエローカードを取り下げられたという経緯があったからである。タイは 2015 年 4 月に警告を受け、2019 年 1 月に取り下げられている（その一方で、同様の警告を 2017 年 10 月に受けたベトナムに対しては現在もイエローカードの取り下げはなされていない）。EU の法律制度が、EU 域外へ波及する効果のことを先行研究では「ブラッセル効果」と呼び一定の研究の蓄積があり、EU 規制が域外へ波及する要因について分析がなされている（A. Bradford, 2020）。それに基づいて本研究では、EU の IUU 漁業規制がタイに国内制度改革の後押しをしたプロセスを分析し、タイに制度改革のインセンティブを与えた理由について検討した。

インセンティブとなった理由としては、タイ側に高い輸出関心があったことのほか、EU 側の次の 3 つのソフトなパワーがあると考えた。第 1 に EU の専門知識（power of expertise）である。すなわち、IUU 漁業を撲滅するためにどのような国内制度改革をしたらよいか専門知識に基づき、欧州委員会・漁業総局がタイ側へ助言していた。第 2 に、EU の監督能力（power of monitoring）である。つまり、タイが漁港や漁船に対して適切に機能を施しているか、EU の同総局が現地で監督していた。そして第 3 に、EU の課題設定能力（power of agenda-setting）である。EU の IUU 漁業規制はトレーサビリティに基づいた漁獲証明書を提出することを求めるものであり、漁業における労働者の保護についてはカバーしていないものの、EU は IUU 漁業の問題にタイ漁業における労働者の権利の問題を付け加えて、タイに国内制度改革のプレッシャーを与えたことが大きく影響したことが指摘できた（関連する業績として、Y. Naiki & J. Rakpong, 2022）。

以上の点が認証・エコラベルの普及要因として説明可能であることに加えて、近年のアジアにおけるサステナブルファイナンス・ESG 投資の拡がりも背景の一つとして指摘できると考えられた。それは次の（3）において説明する。



### （3）アジアにおける ESG 投資の拡がり：パーム油からの示唆

認証制度・エコラベルのシステムがアジアで広がる要因として、サステナブルファイナンス・ESG 投資の拡がりも指摘できる。これまでは、プライベートなシステムにおける重要なアクターとしては、NGO、企業、政府が着目されて、金融機関や機関投資家の役割はあまり着目されてこなかったが、近年はとくに気候変動の文脈においてサステナブルファイナンス・ESG 投資の議論が高まっている（たとえば毛利、2022）。こうした動きは、水産物やパーム油といった特定の商品の調達にも広がりを見せている。アジアでは、パーム油に対する ESG 投資が数年前から注目されてきた。日本の機関においても近年は、パーム油セクターへのエンゲージメントを行っているところもあり（たとえば三井住友トラストアセットマネジメント）。数年前にはなかった動きである。さらにパーム油に関しては、銀行によるパーム油セクターの融資についても注目が見られている（たとえば WWF シンガポールによる Sustainable Banking Assessment 2021）。こうした動きは、水産物へも拡大していると指摘されている。

今後は、サステナブルファイナンス・ESG 投資の動きがどの程度拡大していくか、そしてその動きがアジアの漁業者、加工業者、輸出業者などに影響を与え、ESG 経営に向かわせる流れが見られるかどうか、課題となろう。本研究の成果からの将来的な研究課題もこの点にある。

参考文献（引用した順）：

- ・ G. Auld, *Constructing Private Governance: The Rise and Evolution of Forest, Coffee, and Fisheries Certification* (Yale University Press, 2014).
- ・ E. A. Bennett, “The Efficacy of Voluntary Standards, Sustainability Certifications, and Ethical Labels,” in A. Marx et al. eds., *Research Handbook on Global Governance, Business and Human Rights* (Edward Elgar, 2022).
- ・ V. Malito et al. (eds.), *The Palgrave Handbook of Indicators in Global Governance* (Palgrave Macmillan, 2018).
- ・ A. Bradford, *The Brussels Effect* (Oxford University Press, 2020).
- ・ 毛利聡子「脱炭素社会を目指すプライベートガバナンス：NGO と機関投資家との相互作用に焦点を当てて」『国際政治』206号（2022年）
- ・ WWF Singapore, *Sustainable Banking Assessment 2021*, available at:  
<https://www.wwf.or.jp/activities/data/20221019sba2021.pdf>

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Akiko Kato and Yoshiko Naiki	4. 巻 125 (11)
2. 論文標題 The access to medicine index: How ranking pharmaceutical companies encourages polycentric health governance	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Health Policy	6. 最初と最後の頁 1399-1405
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1016/j.healthpol.2021.09.002	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Yoshiko Naiki	4. 巻 19 (3)
2. 論文標題 Meta-Regulation of Private Standards: The Role of Regional and International Organizations in Comparison with the WTO	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 World Trade Review	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/S1474745619000429	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yoshiko Naiki and Jaruprapa Rakpong	4. 巻 11 (3)
2. 論文標題 EU-Third Country Dialogue on IUU Fishing: The Transformation of Thailand's Fisheries Laws	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Transnational Environmental Law	6. 最初と最後の頁 629-653
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/S2047102522000206	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Yoshiko Naiki & Jaruprapa Rakpong
2. 発表標題 Impacts of the EU IUU Regulation on Thailand and Vietnam: Effects of Time and Power on the Transformation of Third Countries' Fishery Laws
3. 学会等名 Workshop on Asia and the Global Reach of European Union Law（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yoshiko Naiki
2. 発表標題 Meta-Regulation of Voluntary Certification Schemes: What is the Role of Regional and International Organizations?
3. 学会等名 Unpacking the Complexity of Regulatory Governance in a Globalising World (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yoshiko Naiki & Akiko Kato
2. 発表標題 The Role of Non-State Actors in a Polycentric Health Governance System: The Case of Access to Medicines and Pharmaceutical Company Ranking
3. 学会等名 Workshop on the Contested Authority of International Institutions in Global Health (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 内記香子 (分担執筆)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 334
3. 書名 西谷真規子・山田高敬編「国際関係の法化，ソフト・ロー，プライベート・スタンダード - ガバナンス手段の多様化」西谷真規子・山田高敬編『新時代のグローバル・ガバナンス論 - 制度、過程、行為主体』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	ジョアン スコット  (Joanne Scott)	大学・European University Institute・Professor	
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	ジョリーン リン  (Jolene Lin)	大学・National University of Singapore・Associate Professor	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
その他の研究協力者	ジャルプラパ ラポン  (Jaruprapa Rakpong)	Thammasat University・Assistant Professor	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
イタリア	European University Institute		
シンガポール	National University of Singapore		